

役場 生活安全係からのお知らせ

ごみ出しのルールを守りましょう

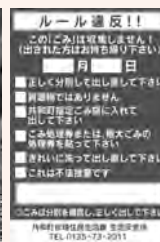
ごみは正しく分別して出しましょう。ごみ収集作業の遅れだけでなく、地域の方々の迷惑につながります。

正しく分別されずに出されたごみが、その後どうなるかご存じですか？収集できない理由を書いた違反ステッカーが貼られ、ごみステーションに置かれたままになります。ごみを出した方が取りに来ない場合は、地域の方々が正しく分別して出し直さなければなりません。

また、通勤途中などに他の地域のごみステーションへごみを出すことは、その地域の方々に迷惑がかかるのでやめましょう。ごみは生活カレンダーなどで分別方法や収集日を確認し、ご自分の地域の決められたごみステーションに午前7時30分までに出しましょう。



ごみステーションに置かれた違反ごみ



違反ステッカー

不法投棄は禁止されています

雑木林の道路脇、農道や空き地など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は「廃棄物処理法」により禁止されています。不法投棄は景観を損ねるほか、土壌の汚染など環境に悪影響を与えます。「自分さえ良ければ・・・」といった身勝手な行為は許されません。

不法投棄を発見した場合は・・・

最寄りの駐在所または役場生活安全係までご連絡ください。ご連絡の際に、次の情報をいただくと大変助かります。

- ①不法投棄されている物 ②発見した日時
- ③不法投棄されている場所
- ④（不法投棄している人を発見した場合）不法投棄者の特徴（車のナンバー・車種など）

町では、不法投棄されたごみの中身などから投棄した人の手がかりを探し、悪質な場合には警察とも連携して、厳しく指導を行っており、検挙された事例もあります。

※投棄した人が見つからない場合、土地の所有者が投棄された物を片づけなければなりません。定期的に草刈りをするなど、不法投棄への対策をお願いします。



役場・警察では、不法投棄のパトロールを行っています



使用済みの小型家電を回収・リサイクルしています

町では、岩内地方衛生組合と連携し、小型家電に使用されているレアメタルなどをリサイクル（再利用）するため、役場窓口および各出張所にて、ご家庭で不要となった使用済みの小型家電を回収しています。貴重な資源をリサイクルするため、回収にご協力ください。

対象品目	受入条件
①固定電話機	電池類は取り外してください。 携帯電話、スマートフォンは対象外です。
②ファクシミリ	電池類は取り外してください。
③ビデオ・DVD・BDおよびそれに類するプレーヤー	ビデオテープなどの媒体は取り出してください。
④ヘッドホン、イヤホン	電池類は取り外してください。
⑤プリンター	インクカードリッジは取り外してください。
⑥電動ミシン	木製台付きミシンは対象外です。
⑦電卓	電池類は取り外してください。
⑧扇風機	除湿機は対象外です。
⑨電気アイロン	水は抜いてください。
⑩ヘアドライヤー	

※事業所から発生するものは産業廃棄物となりますので、回収できません。

問い合わせ先 役場 住民生活課 生活安全係 電話 73 - 2011 (内線 134)